



—— 協働で進める水辺ビジョン ——

水辺ビジョン実現に向けた取組は、地域、事業者、行政それぞれができることを持ち寄り、連携しながら進めていきます。「水辺のエリアマネジメント組織」は、それらをつなぐハブとして、中心的な役割を果たしていくことを期待されています。

地域

(水辺の拠点の運営組織、まちづくり団体等)

- 水辺を活用した取組の企画・実施
- 水辺の拠点の管理・運営
- 水辺環境の維持・向上

基礎自治体

(横浜市)

- 行政計画の策定
- 利用施設<sup>※</sup>等の整備と維持管理
- 地域や事業者が規制緩和等により公共空間活用に参入するスキームの設計と実施
- 新規参入者の発掘・誘致・支援

水辺のエリアマネジメント組織

- 親水施設の管理・運営
- 親水施設の利用調整(ワンストップ窓口)
- エリア全体の水辺活用の情報発信、PR、プロモーション
- 安全航行ルールの維持・改善
- エリア全体の水辺活用の企画・実施
- 新規参入者の発掘・誘致・支援
- 収益事業検討
- 利用施設<sup>※</sup>等の整備と維持管理

事業者

(営利活動を行う企業等)

- 水辺を活用した事業の企画・実施
- 地域貢献活動
- 利用施設<sup>※</sup>等の整備と維持管理

河川管理者

(神奈川県)

- 行政計画の策定
- 河川(河川管理施設を含む)の整備と維持管理
- 水辺環境の維持・向上
- 河川空間オープン化の支援

※利用施設…「かわまちづくり」支援制度において、河川を利活用するために市町村や民間事業者などが整備するとされている施設。(例:遊歩道、オープンカフェ、照明など)

水辺ビジョンの実現に向けた取組を推進していくために、  
民間事業者等による公共空間活用を可能にする制度等を活用していきます。

	制度名	特徴	根拠法
公共空間 活用制度	河川敷地占用 許可準則特例占用 【河川空間のオープン化】	河川区域内で民間事業者等が広場・イベント施設・オープンカフェ等を設置・管理できる制度。最長10年間の占用が認められ、民間活力を活かした河川空間の柔軟な利活用が可能となる。	河川法
	歩行者利便増進道路制度 【ほこみち】	道路区域内で民間事業者等がベンチ・オープンカフェ・キッチンカー等を設置・管理できる制度。通常占用期間は5年までだが、公募により占用者を選定することで最長20年まで認められる。民間活力を導入して、道路を歩行者中心の空間として活用することができる。	道路法
	設置管理許可制度	都市公園内で民間事業者等が飲食店・売店・休憩施設などの公園施設を設置・管理できる制度。事業期間は最長10年で、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不相当又は困難であると認められるものについて民間活力を導入できる。さらに事業期間が最長20年まで認められる公募設置管理制度 (Park-PFI) も創設されている。	都市公園法
	滞在快適性等向上公園施設 設置管理協定制度 【都市公園リノベーション 協定制度】	滞在快適性等向上区域(まちなかウォークアブル区域)内の都市公園において、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人が、公園管理者との協定に基づき、飲食店・売店・休憩施設などを設置・管理できる制度。特例の内容はPark-PFIと同様。	都市再生 特別措置法
団体指定 制度	都市再生推進法人	市町村が指定するまちづくりの担い手法人。河川・道路・公園などの占用特例を横断的に活用できる。公的信用力の向上、都市再生整備計画などへの提案権、国や民間からの補助・支援の獲得、まちづくり協定への参加、市町村からの情報提供や助言などメリットがあり、地域のまちづくりを円滑かつ強力に推進することが可能となる。	都市再生 特別措置法
	河川協力団体	河川管理者と連携し、河川の維持管理・清掃・環境保全等を行う団体。指定を受けると活動に必要な占用許可の手続きが簡素化されるなどのメリットがあり、地域の実情に応じた柔軟な河川管理が可能となる。	河川法
	道路協力団体	道路管理者に協力して、道路の維持管理や、道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する施設の設置などを行うことができる団体。指定を受けると、道路管理に還元することを前提とした道路空間を活用した広告や購買施設などの収益活動が可能となる。	道路法

水辺ビジョンの実現に向けた取組を推進し、このエリアならではの魅力を磨き上げ、水辺空間の価値を広く発信していくことで、環境・社会・文化・経済のそれぞれに良い影響をもたらしていきます。

期待される効果

環境

- 水辺と触れ合う機会の増加
- 清掃活動の持続・活性化
- 緑化活動の持続・活性化
- 河川環境の研究・教育の活性化 など

経済

- 新規参入事業者の増加
- 空き店舗の減少
- 観光・交流人口の増加
- 商業売上の増加
- 地価・賃料の上昇 など

社会

- 地域コミュニティの活性化
- 地域防災力の向上
- 地域イベントの活発化
- 住民満足度の向上 など

文化

- 歴史的建造物の保存・活用
- 文化イベントの活発化
- 情報発信の活発化 など

エリア全体の活性化

本ビジョンの策定にあたり、地域と事業者と行政が参加する「関内・関外地区水辺活用検討会」にて、意見をもらいながら検討を進めてきました。今後、水辺ビジョンに基づく取組を進めていくにあたっては、「関内・関外地区水辺活用検討会」のメンバーを中心とした協議会を新たに立ち上げ、水辺ビジョンに紐づく取組の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて水辺ビ

ジョンの見直しを行っていきます。また、地域の活動状況に応じて地域ごとのビジョンを作成するなど、さらなる展開も検討していきます。

さらに、本ビジョンは大岡川下流域を対象としていますが、目指す水辺の姿を実現していくことで、他のエリアへ水辺活用の展開が広がっていくことを期待します。